

令和3年白老町議会総務文教常任委員会会議録

令和3年12月 6日（月曜日）

開 会 午後12時58分

閉 会 午後 2時41分

○会議に付した事件

所管事務調査

1. アイヌ施策の今後について

○出席委員（5名）

委員長	吉谷一孝君	副委員長	佐藤雄大君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	氏家裕治君		

○欠席委員（1名）

委員 前田博之君

○説明のため出席した者の職氏名

政策推進課長	富川英孝君
政策推進課参事	伊藤信幸君
政策推進課主査	江草佳和君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主査	八木橋直紀君

◎開会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） それでは、総務文教常任委員会、所管事務調査を開会いたします。

（午後 1 2 時 5 8 分）

○委員長（吉谷一孝君） 調査事項、所管事務調査のアイヌ施策の今後について。1、アイヌ施策基本方針（改定案）の整理についてであります。担当課より説明を求めます。

富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 皆さんお疲れ様でございます。総務文教常任委員会、3回目の調査ということで、本日お手元に白老町のアイヌ施策の今後についてということで、白老町アイヌ施策基本方針（原案）の考え方について資料として配付させていただいております。これまで、アイヌ施策基本方針検討委員会、町民の皆さん、あるいは各団体の皆さんを参画いただきまして、そういった検討委員会も3回開催させていただきまして、忌憚のないご意見等々を賜りながら本日の原案に至ったということになってございます。本日はこの後、担当よりご説明させていただきますが、改めまして調査の中で皆さんもよりもご意見等を賜りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

○委員長（吉谷一孝君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） それではまず私のほうから本日お配りしました資料の説明に入ります前に、これまでの取り組み経過、概略について簡単にお話をさせていただきたいと思っております。先般、10月29日に開催しました本所管事務調査の中で、各委員からもいろいろご意見をいただいております。大きくその内容としましては、基本方針の見直しに関する内容が3点、その他施策の実施にあたってのご意見が大きく5点あったかということで押さえておりました。町としましては、これらのご意見等につきましても11月30日に行いました第3回の検討委員会の中で、各委員さんにも情報共有を図らせていただきながら必要な見直しについての議論も合わせてさせていただいたところでございます。本日はそれらの内容を中心に、検討を進めてきた内容をご説明をさせていただきながらご意見を賜ってまいりたいと思っておりますので、この後、江草政策推進課主査のほうから資料に基づいてご説明をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いたします。

○委員長（吉谷一孝君） 江草政策推進課主査。

○政策推進課主査（江草佳和君） 皆さんお疲れ様でございます。継続的にご意見をいただきながら所管事務調査のほうの対応をさせていただいております。本日は、今、伊藤政策推進課参事のほうからお話ございましたとおり、前回以降の取り組みの経過説明ということでポイントをご説明をさせていただければと思います。一応、説明資料のほかに資料1、資料2-1、資料2-2とご用意しておりますので、順にポイント等を説明させていただければと思います。

まず、資料1ページからの説明になります。まず、10月29日以降の取り組みの経過説明という

ことで、1、白老町アイヌ施策基本方針改定案（たたき）の整理ということで、まず、第3回検討委員会を11月30日に開催をしたところでございます。その中で本所管事務調査の前回調査における説明の内容、プラス各委員から賜りました質疑、意見等に関しましてまずは共有を図っていたところです。そして①としまして、資料1に基づく部分ですが、（1）基本方針改定案に対する意見①から③、その①から③に対する事務局の検討（案）、そしてその他、施策の実施にあたっての意見という部分を検討委員会の各委員に対し説明を行いまして、方向性について了承を得たところでございます。

それでは、資料1に基づきまして、質疑及び意見等の状況について対応状況をご説明申し上げます。大きく2点に分けての説明をさせていただきました。まず、（1）基本方針改定案に対して所管事務調査のほうからいただいた意見という部分で、資料1の（1）の①から③についてご説明いたします。まず①重点施策の項目出しにおいて「アイヌ文化」という広義的表現ではなく、「アイヌ語」を項目として設定すべきではないかというご意見をいただきました。続きまして、②基本方針4ページに2番目の「全町民が理解を深める」とあるが、「全」を取り、「町民が」とすることはどうか。③基本方針5の重点施策の3、「アイヌ民族の歴史や文化に関する教育の振興」において、「アイヌの人たちの教育環境の充実」とあるが、何を指すのかが分かりづらいといったご意見をいただきました。それぞれ3点に対しまして、（2）上記意見に対する事務局の検討（案）としまして、次のとおり事務局の検討内容を検討委員会の説明をさせていただきましたが、①に対しましては、アイヌ文化の振興と伝承にあたっては、アイヌ語のみならず口承文芸や刺しゅう、織物、木彫等といった伝統手工芸のほか、古式舞踊や伝統的儀式など、白老地域におけるアイヌ文化を総体的に保存・伝承していくべきと考えることから、ここに関する字句の修正や追加というものは不要と考えたところでございます。続きまして、②全町民の部分ですけれども、基本方針の目的にあります「全町民」の記述については、本来望むべきところは全ての町民が正しい認識と理解を深めることが究極の目的である。そして、19年に基本方針が策定され、令和元年には全ての国民が正しい理解を持つことを目的にアイヌ施策推進法が制定された経緯を考えますと、平成19年当時に定めた「全町民」という表現から「全」を消して、対象範囲を狭めるという部分については特段の理由がないと考えております。そして、③施策の方向「アイヌの人たちの教育環境の充実」は、「アイヌ文化を担う子どもたちの学力向上」に改めてはどうかというところでございます。施策の方向の意味するところは、アイヌの子どもたちを含め、全ての児童生徒に対す平等できめ細かな学習環境の提供がされることで、将来アイヌ文化等を担う人材の育成に寄与していくべきものと考えておりますことから、このような表現に改めてはどうかということで説明をさせていただきました。続きまして、（3）その他、施策の実施にあたっての意見ということで、①組織の一元化について期待をしている。②文化伝承の技術強化に向けてアイヌ政策推進交付金の活用を図るべき。③伝統と産業を合体させた平取町の姿勢を学ぶ必要がある。④住宅資金貸付制度の必要性や生活相談事業のあり方については検討委員会でも意見交換すべきではないか。⑤過去にはカジキマグロを獲る際の儀式も一定期間行われていた時期があった。様々な儀式等についてアイヌの人たちが率先して実施し

ていく意識が必要であるとともに、アイヌの人たち自分たち自身の文化をアピールできる振興策を盛り込んでいくべき。⑤の参考としまして、アイヌの伝統文化の例というのを記載をさせていただいたという状況でございます。

そして、実際、今ある課題等につきましての事業の実施や今後の検討の対応表ということで、基本方針に挙げております5つの課題に対して現在実施している事業、取り組みだとか、今後検討していくべき取り組みだということを表として載せさせていただいておりますので、ご参考いただければと考えております。

続きまして、資料本編のほうの2ページ目に進ませていただきます。こういった説明はした中で、検討委員会の委員の皆様方から出していただいた主な意見（要旨）及び事務局の対応内容についてご説明をいたします。まずはポイントを説明させていただきますが、資料2-2の本編の中で5ページ、アイヌ施策を進めるうえでの課題でございますが、課題1のアイヌ語研究や伝統的儀式等、白老地域のアイヌ民族の歴史や文化の研究・保存・伝承のあり方とあるが、「アイヌ語研究や伝統的儀式等、」については、後段にある「アイヌ民族の歴史や文化の研究・保存・伝承」に包含されているものであることから、先の文言は削除すべきではないか、重複をしているので必要ないのではないかというご意見をいただきました。これに対しては、今回お示しした資料ではまだ訂正は行っておりませんが、成案化に向けた段階で必要な修正作業を行うという部分で、いただいたご意見のとおり「アイヌ語研究や伝統的儀式等、」の文言を削除して修正対応をしたいと考えております。

2点目、同じく5ページの4、アイヌ施策を進めるうえでの課題の中で、課題2、伝統手工芸品作成や、伝統有用植物や林産物等をとというような書き方にしておりますけれども、「伝統手工芸品」「伝統有用植物」の表現があまり一般的ではないというご意見をいただきましたので、それぞれ「伝統的工芸品」「伝統的有用植物」に修正すべきではないかというご意見をいただきました。こちらにつきましても今後ご意見のとおり、伝統的手工芸品、伝統有用植物の表現を、それぞれ伝統的工芸品、伝統的有用植物に修正対応をしたいと考えております。③7ページと付属の5ページに関する部分ですが、重点施策3の中で、施策の方向の表現の部分、こちらのほうの修正が必要ではないかという部分につきまして、元々アイヌの人たちの教育環境の充実という施策の方向の部分だったのですが、こちらの表現が非常に限定的だという部分がございまして、事務局として修正案を整理をしていたところでございます。その施策の方向の言葉に対応する改めた内容としましては、アイヌ文化を担う子どもたちの学力向上と実はさせていただいたということなのですが、その修正案に対しましても表現が限定的だというような部分のご意見をいただきました。そして学力向上とありますが、学力向上の文言は施策の方向におけるポイントとなる、「子どもたちが持つ潜在力を引き出すための総合的な教育環境向上・充実」という観点から、今の学力向上という表現は非常に限定的と捉えられるため、適切な表現に修正すべきではないかといった意見をいただいたところです。

こちらにつきましても今後対応させていただくのですが、ご意見の趣旨を踏まえまして「学力向上」の表現を例えば「教育環境充実に向けた支援」等に整理して、施策が実際に行うべきこととマッチするような表現に整理をし、修正対応をしていきたいと考えてございます。

そして、2、今後の作業につきましては、改訂版基本方針の整理及び第4回目の開催ということ、今ご説明をさせていただいた第3回検討委員会で寄せられた意見をまた修正等の反映をしまして、改定案（原案）における修正内容の整理を行い、基本方針の取りまとめを進めさせていただく。そして、整理した基本方針の内容について改めて検討委員会において説明・共有するとともに、各委員からの最終意見等を整理しまして、基本方針を完成させるために、一応今のめどとしましては翌年1月下旬をめどに第4回の検討委員会を開催するというので、検討委員会としての了承を得たところでございます。

続きまして、資料1、資料2-1、資料2-2にかかる部分の説明ですけれども、重複する部分が若干ございますので、資料1に関しては先ほどの説明のとおりとなります。

続きまして、資料2-1、資料2-2に入りますが、改めまして今回の原案の修正のポイントという部分を見比べながら説明をさせていただきたいと思います。まず、資料2-1、2枚になっておりますが、大きな1項目めとしては、今お話をした第2回の検討委員会での意見に基づく修正で、2枚目の部分はその他の修正ということでポイントごとに説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料2-1、1、第2回検討委員会での意見に基づく修正点ということで、赤字の部分の①から順にご説明をさせていただきます。まず、本編の全体にわたる部分なのですが、関係団体名の表示等の統一ということで、例えば本編でいきますと、まず1ページの部分に該当する箇所がございますが、各関係団体名の表示を、組織の最新（最終）名称や、正式名称による記載に統一するとともに、必要に応じて組織変更や愛称等に関する注釈を追加したという部分でございます。例えば1ページの中段、青字になっている部分が該当する箇所なのですが、元々は例えばアイヌ民族博物館の部分でいけば、旧という表現で載せていたところを、きちんとした最終的な組織名に改めさせていただきました。例えば一般財団法人、平成31年3月に閉館というような表記だとか、アイヌ協会さんにつきましても、一般社団法人化を令和元年5月にしておりますので、そういった注釈をつけたり、あと2ページの部分でも中段ですが、元々象徴空間（ウポポイ）と書いていた部分を、きちんとした民族共生象徴空間（愛称ウポポイ）といった表現にそれぞれ改めさせていただいたというところでございます。続きまして、②3、基本方針の目的における、一部表現の追加ということで、本編の4ページと関連しまして9ページになるのですが、目的の一つ目の部分、元々はアイヌ民族としての誇りを高めるというシンプルな書き方であったのですが、先人への敬意や、未来に向けた意識を具体化するということが必要なのではないかという部分で、先人の労苦と尊厳の歴史を振り返り、未来を見据え、アイヌ民族としての誇りを高めるという、より深い表現に修正をさせていただいたというところでございます。続きまして、③5、重点施策、項目1から5における文言等の追加、修正ということで、本編でいきますと6ページから8ページの部分と附属資料の5ページ、9ページという部分になるのですが、まずは6ページ以降、重点施策1から5における一部表現が不足していたということで、各重点施策1、例えばアイヌ民族の歴史と文化をという部分に、ただ1という表現でしかなかったものですから、青字の部分、重点施策という項目をそれぞれ1、2、3、4、5の前につけさせていただいたという内容でございます。続き

まして、重点施策3における施策の方向です。先ほど少しお話をさせていただいた部分ですけれども、2項目めのアイヌの人たちの教育環境の充実について、まずは全体的に第一人称として、要はアイヌの方々の視点としてこの基本方針を載せているところに、一部だけアイヌの人たちという表現が直っていない部分がありましたので、まずはこの部分をアイヌ民族というような、そういう表現に修正をしたというのが7ページの青字の部分の修正内容の説明でございます。そして、次は重点施策4における、施策の方向の3項目めという部分で、こちらが付属資料の9ページに関連する部分なのですが、7ページ上では具体的な取り組み項目の記載はございませんが、付属資料の9ページのほうで、現在取り組んでいる事業だとか、今後検討すべき中身というのを載せさせていただいているのですが、アイヌ文化を核とした地域・観光・産業の振興に関連しまして、観光協会の千葉事務局長、委員になられているのですが、千葉事務局長のほうからも、現在取り組みとして一般社団法人白老アイヌ協会さんと、一般社団法人白老観光協会さんによる、おもてなしガイド体制の構築に向けた連携の在り方、今後の展望の関するご意見を実際に進めているということでもらったところを受けまして、今後の取り組みに向けて検討の項目の中に新たに、関係機関が連携した来訪者、満足度向上のためのおもてなし活動体制の充実というものを新たに項立てをさせていただきました。今後、具体的な取り組みに向けて関係機関と連携して進めていくというようなことで入れさせていただきました。

続きまして、資料2-1の2枚目になります。2、その他の修正点ということで、2点ほどご説明をさせていただきます。まず1点目、本編の6ページと付属の4にかかる部分ですが、この重点施策の2番目における表現の追加ということで、重点施策2において、本町のアイヌ文化振興と、例えばウポポイとの連携、そして周辺の関連施設、ここでいう関連施設というのは国が定めている中核施設が関連施設だというカテゴリーの部分になりますけれども、その利活用に関する記載が不足をしておりましたので、施策の方向に新たに、6ページ、一番下の緑色の部分になりますけれども、ウポポイとの連携及び周辺関連施設の利活用によるアイヌ文化の振興という項目を追加をしたという部分、そして付属の4ページにも同様なのですが、今後の検討すべき内容の部分の一番最後に今の項目をもう少し深くした形で、ウポポイとの連携及び関連施設（ポロト森林、ポロト周辺河川、ポイント沼、仙台藩陣屋、森野、ヨコスト湿原、海岸等）を活用したアイヌ文化の振興ということで、関係団体とともに項立てをさせていただいたところでございます。そして、その他の2番目としましては、7ページと付属の5ページということで、先ほども関連する説明をさせていただいたところなのですが、まずアイヌ民族の教育環境の充実という言葉に一度改めた上で、アイヌ文化を担う子どもたちの学力向上という部分にさせていただいたのですが、この学力向上という部分をまた再度今後の修正作業の中で、例えばアイヌ文化を担う子どもたちの教育環境充実に向けた支援等により具体性を持った表現に今後改めさせていただきたいということでございます。駆け足ではございましたけれども、前回、10月29日の所管事務調査以降に進めた取り組み、そして第3回検討委員会の開催において議論された内容について資料に基づきまして説明をさせていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（吉谷一孝君） ただいま担当課より説明をいただきました。各委員から質疑、確認事項などありましたら受け付けたいと思います。何かございませんか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） もちろんこれは施策の基本方針だから、こういう表現にしかならないのだと思うのですが、これは役所的には優れた文章ではないのかと私も思います。ただ、白老町の特徴はどこに入れているのか。例えば平取町に施策基本方針があるかどうか知りませんが、そことどこが違うのか。よく分かりませんが。これを見たら立派な文章だとは思いますが。間違っているところもきっとないのではないかと思います。この後に具体的な方向がきちんと示されていくのだったらいいのだけれども、そこら辺はこれを具体化するために次に何かがあるとなるのかどうか、そこら辺はどうですか。

○委員長（吉谷一孝君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） 今回、基本方針の改訂版を改訂させていただくというようなこの進め方の考えにつきましては、初回の本総務文教常任委員会の中でもご説明はさせていただいておりましたが、平成19年に方針がまずできたと。その中でそれから国の状況だとか、いろいろ変わってくる中で修正作業が必要になってくるということと、アイヌの交付金を今、令和元年から使い始めての地域計画というものがあっての進め方を今年3年目でやってきているというような状況になっておりまして、方針が先にあったのだけれども、いざやっているこの地域計画に基づく施策がどういう位置づけになるのかということとを今回しっかり体系化する必要があるのではないかと。というようなことで、今回基本方針の見直しの中に実際どういった取り組みがどこの視点の中に組み込まれていくかということとをまず明確にさせていただいたということとでございまして。今後、これら今回の方針の中で課題が町として5つあるということとをしっかりと示しをさせていただいておりますので、これに基づく課題解決をどうしていくかということ、これにつきましては改めて何か計画を別途つくるだとか、そういう考えは今は持ち合わせておりませんが、これは課題をしっかりと捉えた中で関係団体を含めて必要な対応をどうしていくかということとをまずはしっかりと話し合いをしながら、当事者同士も含めて対応していく必要があるのかと考えております。白老町の特徴ということに関していけば、前回のこの所管事務調査の中でのご意見の中で、平取町を見習うべきだというご意見があったということは、先般検討委員会にもお示しをさせていただきました。その中で委員さんから出たご意見という部分をご紹介しますと、平取町は平取町の独自性があるやあってきています。当然、白老町には白老町としてのやり方というところがあるので、必ずしも全て見習うべきものではないけれども、私前回この所管事務調査でもお話をしたとおり、白老町の過去の歴史という部分でいきますと、やはり伝統手工芸品ですとか、そういった部分の、あとはアイヌ語を含めていろいろ白老町独自の地域文化ということもございまして、それらをどうしていくかということとをこれからしっかりと課題を捉えながら、団体を含めて対応してまいりたいと考えております。回答が長くなって申し訳ございませんが、まずはこの方針に基づいた課題整理をどうしていくかと、まず一つの足がかりにして進めてまいりたいと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 今、伊藤政策推進課参事のほうから答弁させていただきましたけれども、やはり白老町というのは長く観光にアイヌ文化を関連させてきたというような背景がございます。今回、アイヌ新法、そちらのほうでアイヌの文化、そういったものと地域振興というようなことが重点、視点に置かれておりますので、そのアイヌ施策の交付金の関係については我々が長く白老の観光と一緒に取り組んできたアイヌ文化というものが、より強化されていくであろうというような法体系にきつとなっているのだらうとは思っております。また、先ほど伊藤政策推進課参事のほうからもありましたけれども、今回委員の中からもお話あったとおりアイヌ語について大きくここで明文化したというようなことで、やはりアイヌの言葉をしっかり後世に繋いでいく、そういったことについては他の地域よりも先んじて取り組んでいける特徴的なことなのかとは思っております。また、このアイヌ施策基本方針ということで、実はウポポイの関係というのはこの施策の中に余り入っていないのです。それはやはりウポポイは国全体のものであって、我々が取り組むものについてこのアイヌ施策基本方針の中に思いも含めて込めていこうというような部分になってございますので、基本的にはウポポイの誘致については、この平成19年にアイヌ施策基本方針が白老町が他の地域に先んじて取り組んでいたということが一つの要素になったのではないだろうかと言われておりますので、これをもって改めて地域としてしっかり深掘りができる、あるいは人材育成も含めて後世に伝えていく、地域としての取り組みを担保していけるというような形で考えているところでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。私が言っているのは、何も平取町のまねをしなさいとか、そんなことを言っているのでは全然ないのです。端的に言えば、これを見て白老町の特徴はどこにあるのと。私が見た範囲で言えば、お役所さんがつくった文章だと感じるのです、はっきり言えば。何を言いたいかという、この後、具合的な施策方針をつくるというのだったら話はまた少し違うのです。これは要するに基本的な方向だから。だからそういうものが具体化されるのならいいのですが、これだけだったらこれからこの例を実現させるためにそれぞれ何かあったときにやるとしかならないのかと思うのです。例えば、この後に白老町は新しい生活館ができたならそこでアイヌ語教室をやりますとか、できるかできないか分からないかもしれませんが、ただ、そういうきちんとした方向付けがないと、これだけ読んでアイヌの人たちは分かった、白老町大したものだと思えますか。この後に、これに基づく白老町に産業分野なら産業分野、伝統分野なら伝統分野でもいいけれども、それを具体化するようなものがつくられるというならまた話は違うのですが、これだけつくって何をやるのかという気がするのです。そしてこれを見て、今アイヌ語の話をしたけれども、アイヌ語は今もう国会で問題になっている問題ですから。もう今、白老町が町として独自でやっているというのなら、それは話は違えます。必ずそうなります。だから本当に町の独自の、白老町としての計画はどこに出ているのかという気がするのです。政策はそうでなかったら、つくったけれどもやはり宝の持ち腐れみたく、例えば1番いい例が自治基本条例も結果的にはなかなか浸透し

ていませんね。理念は分かるからそこは分かったのですが、次に具体的にどうする、政策的にどうするのかという辺りの踏み込みが、これからどうしていくという考えなのかということを含めて、具体化はどうするのかと、これをつくって終わりかという、そこら辺はどうですか。

○委員長（吉谷一孝君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） 今回、基本方針の見直しをさせていただきました。今回の方針の位置づけについては、総合計画がまず先に町としての大きなところがあって、国の新法を反映した形で今回基本方針の見直しをさせていただきました。これに基づいて本町としましては、このアイヌ施策の基本方針をまずは町の大きな方針であるということで各課、関係する課を含めて、しっかりこのアイヌ施策の基本方針というものを理解していただいた上で、それぞれ関連する課が持つ各種施策の実施をしていくにあたっては、しっかりこの方針を念頭に進めていっていただけるようにまずは重要な位置づけをもって進めていきたいと考えているところでございます。先ほど一例の中で生活館のお話もございましたが、当然生活館の建て替えに関しましても、これから今基本設計に入っているところでございますが、それらの考え方一つ一つにもこのアイヌ基本方針が前提にあった事業の実施というようなことで、まずはそれぞれ関係課の事業実施にかかる計画に念頭におけるようなこの方針という取り扱いにしてまいりたいと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） この白老町アイヌ施策基本方針、平成19年につくって、今改訂版ということで皆様とお話をさせていただいているところですが、基本的に我々はこの基本方針に基づいて、アイヌ施策の全体像をここで明確化しようというような形のものでございます。アイヌの新法で、今交付金の関係ございますけれども、それぞれの活用にあたっては各市、町とも地域整備計画というものをつくって、それを基にアイヌの交付金を活用させていただくというようなことになってございますが、こういった表立って基本方針をつくっている市、町というのはそんなにないだろうと思っております。この町の全体の考え方をここで示させていただいて、それぞれアイヌの個別の部分の事業実施に関しては、これまで変な話、アイヌの新型の交付金といいますか、そういうものがある前は基本的に生活環境改善交付金ということで生活館ですとか、そういったものは個別の補助金だけで、補助申請だけでやっていたのですが、やはりこういう交付金ができることによって、それぞれのまちには交付金を活用するための計画というのが新たにつくられているというような状況になってございます。しかしながら、それはややもすると役場の内部だけで共有されるような計画になっているというのが実態ではないかと思っておりますので、他の自治体との違いはまずこの基本方針をつくって、アイヌの施策に対する基本的な考え方を公に示す。そのもとに地域計画というものを策定しながら、個別の施策事業につなげていくというような考え方になってございます。

○委員長（吉谷一孝君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 言っていることはよく分かります。当然そうだと思うのです。ただ、交付金ありきで町がつくるというものではないでしょう。アイヌの人たちのためにつくるものなのだから

ら。そこを間違えてしまって、交付金をもらうためにこの施策をつくるというような印象になってしまったら全然違うものです。私が本当に心配しているのは、交付金ありきで物事をやったり、ウポポイありきで物事を町がやるというのは全く違うのです。本当にアイヌ民族の人たち、白老のアイヌ民族の人たちはどう考えているか。たまたま私はこれを持ってきました。これは東川町にたまたま視察に行ったときに、多分ウタリ協会はあそこにはないと思います。だけど、8,000人のまちでもうこれは営業化するのです。何を言いたいかわかると思います。だからこれが必要ではないとは私は言っているのでは全然ないでしょう。だから19年につくったときも私は現実的に高く評価しています。ですから、つくることはいいのです。ただ、役所がつくって、そのままずっといいものできましたというだけでは駄目だろうということなのです。ではこの後、具体的に白老町らしさを出すためにどういう施策で政策でやるのか。そういう方向づけがなかったら出たところ勝負で出たときやると。また今度、交付金来年あるからお金をもらうためにやるというようなことではないでしょう。違うでしょう。そこら辺がもうちょっと、ここまできたことは評価するのだけれども、もうちょっと進めないと、やはり19年と同じくなくなってしまうのではないかと。結果的には交付金事業も何か町が都合のいいようにやるというような。何度も何度も私は議会で言っているでしょう。どのような形でアイヌの方々の意見を反映しているのですかという話を何度も何度も私はしているし、若い人たちを入れてやるべきだという話もしていると思うのですけれども、そういうところが見えてこない、これが理念の条例だと、理念の基本方針だということだったらそれは分かります。その後、ではどう具体化するのかと。白老らしさというのはそこで出るのでしょう。これをつくるということ自体が富川政策推進課長は、ほかのところはなかったらそれは大切なことだと思うから。だから、そこまでつなげていかないと現実的、具体的にはならないのではないかと。そこら辺を政策推進課がやっているとしたら、これをつくった後どうするのかと聞くのはそういうことなのです。だから、これに基づいて実施計画みたいなものをつくってやっていくのか。10年計画なら10年計画でやるのか。そういうものがなくて、これだけつくっても、それだけならだめではないのかと思うのですがどうですか。

○委員長（吉谷一孝君） 江草政策推進課主査。

○政策推進課主査（江草佳和君） 今回の改訂に向けたまず下作業といいますか、実際に事務方として関係者の方々と意見交換、ヒアリング等を進めていって、まず課題すら浮き彫りになっていなかったということはやはりまずい状況でした。今の白老のアイヌ文化振興はアイヌ施策を進めるにあたって何をしていかなければいけないのか、まさしく大渕委員のおっしゃるとおりの部分なのです。そこから吸い上げてスタートをしてきまして、その中でいわゆる今回5項目ほどの課題が出てきたと。これが本編の5ページに記載をしている内容になりますが、こういった部分が言ってみれば今の白老町のアイヌ施策でまだ補いきれていない部分ではないのか。それを補うためにどういったことが考えられるのかということで今回アクションプランだとか、実行計画という部分の話になるのですが、一応岡田委員長等々と意見交換を進めてきた中では、方針自体はいわゆる総体的というか、まずは方針としては一つの柱があると。ただ、それだけだと当然19年とあまり変わらない状

況なので、今回は私どものとして付属資料ということで今の状況がどうなっていて、何を進めている、これからどういったことに取り組まなければいけないのかというのは具体化をさせていただいたという状況でございまして、付属資料のほうでも実施事業と取り組みに向けた検討という分け方で書いてございます。実施事業という部分は現に進めていけている部分かと。そして各委員さんからのご意見だとか、そういった部分も含めて検討委員会の中でもできておりましたが、取り組みに向けた検討という部分については、やはり課題があった中でこれからどの時期かというところまではまだなかなかあれですけども、着手できるところは当然着手していくべきものとして、担当課としてもそうですし、検討委員会の中としても同じ意識のもとで内容について整理を進めてきました。それに対しては、当然交付金を活用した事業もあれば、交付金だけではない取り組みというものもございまして。その中で交付金にかかわる部分の具体的な事業計画的なのは先ほど富川政策推進課長からのお話があったとおり、交付金の地域計画というものに位置づけられます。ですので、この基本方針としては総体的な部分プラス課題、そして今後のしていくべき方向等について現状、令和3年のタイミングでどうなっているのかというのは打ち出させていただいたというところございまして、今後この取り組みに向けた検討という項目が一つずつでも着実に実施事業として進めていければということで、まず課題の洗い出しと今後の内容について、今回の改定案としてはセットとして載せさせていただきましたので、ちょっとまだ足りない表現等はあるかとは思いますが、そういった意味では検討委員会の皆様方にもこういうところが必要になっていくのだというような議論が進んでいたという状況ではございます。

○委員長（吉谷一孝君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 今、江草政策推進課主査のほうからもお話ありましたとおり、実際この基本方針に本編として盛り込むことについては実は内部で議論したところございまして。あくまで、この基本方針の改訂に今取り組んでいって、ある意味骨太のアイヌ施策の方向性というのをしっかり明記しましょうと。ただ、先ほど来、交付金のお話に特化してしまって申し訳なかったのですが、個別事業についてはやはり交付金ですとか、そういった実際手を動かす部分については、そういった別の地域計画というようなことに委ねるということになりますけれども、今回この付属資料の中で現状の課題の洗い出しをして、アイヌ民族の関係、文化伝承の関係ですので、基本的な方向性、方針を定めた中で、付属資料の中に現在、あるいは将来的、近未来的に行っていく事業というのをここでお示しをさせていただいたというような考え方ではおりました。改めて個別の事業計画というものは、そういった意味では策定する予定というのは今の段階ではございませんけれども、こういった基本施策の方針、それと付属資料、そして地域計画、そういったもので、大元については当然総合計画ですとか、総合計画の実施計画、そういったことの整合性も当然ございますし、またあるいは総合戦略だとか、そういった部分でも短期集中的な部分はそういったところでお示しするということになるかと思っておりますが、現状は基本方針に明確化するというところに重点を置かせていただいて、個別の事業計画については付属資料ということで、念頭に置いていただくという程度に留めようというのが今回の方針改訂の中で我々内部でお話させていただいて、

その結果、現在の中でお示しさせていただいているというようなことでございます。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにご質問のある方、確認事項のある方いらっしゃいましたらどうぞ。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 先ほど説明していただいた資料の中では、私はこういう方向できちんと段取りを踏んでつくってくれているのでいいのではないかと考えております。そして、これから発展していくことに関しては、今皆さんからご説明があった中でも理解できるのですけれども、付属資料の重点施策の2のところで、付属資料3ページにイオマンテと出てくるのですが、これはやはりこの中でとどめておこうかという感じなのでしょうけれども、アイヌ文化団体の中で、これはイオマンテの復活といったらおかしいのかもしれませんが、昔は大々的に白老町もやっていたと思うのですけれども、それが私も子供のころから印象に残っていて、ここでも何回か話させてもらったのですけれども、これをまた復活していくというのはアイヌ団体の中で難しいこととなっているのか。

動物保護の観点とかもありますね。そういう部分とかでも団体の中でもこういうのは難しいと考えられているのか。それともやはり保存という部分、そして伝承という部分というところを捉えてきちんとやっけていこうと捉えているのか。どういうこれから展開になっていくという方向性なのか、その辺教えていただければと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） 小西委員のご質問、今のイオマンテのお話でしたが、こちらの考え方という部分では、検討委員会の中でもこのイオマンテに関してのご意見、議論というのが実際ございました。現実的には、このイオマンテを復活していくにあたっては非常に課題は大きい、動物愛護の関係も含めて非常に課題としては大きいという認識を持っているかということと、その反面、このイオマンテという儀式を行うことでのこの精神文化の考え方というか、それは非常に神聖なもので、実際経験をしたものからすると、これは若いアイヌの血を引くものというか、そういうものにしっかり伝えていくべきだというようなご意見もいただいております。実際これをやっけていこうとか、そういったご意見のお話までは正直ございましたが、その必要性に関しては非常に重要な位置づけにある儀式であるというようなご意見はいただいております。そういうご意見の中で、その在り方を含めて広く議論をしていくのは大事なことなのかというように町側でもその議論のやり取りを聞いていく中で思案するようなところでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） 付属資料の中で課題の中で取り上げてもらっているということは、これからの課題には挙げられているのかと感じるのですけれども、イオマンテというのは白老町では私が記憶している中では1番大きなアイヌの祭典だったのではないかと考えているのです。これをどうこれから後世に繋げていくのかというのは難しい課題だという捉えを私も持っているのですけれども、ただ、動物保護の観点をきちんと尊重しながら、儀式自体をやっけていくというのは可能なのではないかと私個人的には思うところがあったので、そういう研究というのですか、課題をきちんと精査していくというのか、これから将来に向けてきちんと重要視をしていっていただきたいと

というのが私個人的な考え方でありました。それに対して何かあればお願いします。

○委員長（吉谷一孝君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） ただいまのご意見でございましたが、たまたま今回白老ではなかったのですが、千歳市でもこのアイヌ文化の伝統を伝えるパネル展というのを最近やられたようで、その中で過去に行ったイオマンテの写真をパネル化して展示をして理解を深めていただくというような取り組みもあったと聞いております。やはり白老でも、かねてより盛大に行われてきたというこのイオマンテということをもっと正しく認識してもらうことのためにどうすべきかというところの議論もしっかりしていく必要があるのかと考えてございます。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑はございませんか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 一つだけ。付属資料の10ページ、これは、ここで議論されたようなことの方角づけのように理解できるのだけれども、はっきりそう言わなくてもいいのですけれども、そういうような方向で考えているということですね。

○委員長（吉谷一孝君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） まずは町としてこのページの部分でふれた考えというのは、当然、各関係団体の現状を踏まえていくと、将来的、長い目で見たときの対策というのは絶対必要であろうという認識でのまず落とし込みをさせていただいております。まずそこをしっかりと整理していくにあたっては、まずは各団体としっかりと膝を交えて話をしていくというところから、まず着実にやっていく必要があるのかと考えているところございます。

○委員長（吉谷一孝君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。それに対して率直なところ審議委員の中からどのような意見が出ましたか。そのほうがいいとか、悪いとか、何かそのようなことはありましたか。

○委員長（吉谷一孝君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） 検討委員会の中でいきますと、やはりアイヌ関係団体のみならず、その他関係団体の方々がお集まりになっている場面では、実際このアイヌ関係団体の方々の一元化というところを、ほかの委員さんからの立場でなかなか言える環境にはなかったのかと考えてございます。ただ、個別、個別に話を聞いていく中では、そういった必要性は十分町としても考えているようなところでございますし、それぞれの各団体、組織、そして組織の役職を担っていらっしゃる方、それぞれのお考えがありますので、そこをしっかりと受けとめながら、まずは形になれるよう町側もサポートしてまいりたいと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかによろしいですか。私から先ほどの質問に関連すると思いますが、先ほど大淵委員から方針については、私も小西委員も言われていますけれども、方針については十分精査されてきちんと明文化されていて非常によくできていると私感じました。その後、この書かれた課題についてどのように取り組むのかということだったのですが、これについて実施計画等々はないとなっていたのですが、実際には計画更新でこう出していった中でどのような進捗で行われ

たのかということについては、何に取り組むのか。そして、どういうふうに行っていったのかという、それが分かるようになっていないと、実際にはこれは方針ではうたっているのだけれども、どのような形でそれが具現化、実現化するために進んでいるのかというのが見えにくいと思うのですが、その辺の考え方についてお伺いします。

伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） 今回、町としての課題というところをお示ししながら重点施策の中で今後の検討ということで明記をさせていただきました。今後、この課題に沿った形でまずは一つずつ課題解決に向けた取り組みを進めていくということでございますが、この辺の進捗状況を含めた部分ということに関しましては、適宜議会のほうにもその進捗状況をお伝えする機会というものもしっかり頂戴できればと考えておりますので、その際はどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（吉谷一孝君） 今、お話いただいたのですが、まだここに網羅されているものを全ていっぺんにやるということは難しいとは思ひますが、やはり本来であれば計画なり、何なりを立てて、そこに対してどれだけの進捗かというのをやったほうが良いとは思ひますが、先ほどではその計画を立てる予定がないというお話があったのですが、本当に計画を立てない、実施計画なり、何なりを今後立てないという考え方なのか、それともある程度の時期をみて、その計画を立てて推進していくという考え方なのか、それをもう一度教えていただきたいと思ひます。

富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 私のほうで先ほど申し上げたことに関してだと思ひます。基本的にはこのアイヌ施策というのは、継続性、そういった部分が非常に重要だというような考え方でおります。短期的にどういったことをやる、こういったことをやるという部分についての計画というものも必要な部分というか、そういった部分は認識はしてございますけれども、やはり長い時間をかけて、その一本筋の通った考え方のもとに事業を展開していくということになってございまして、基本的な考えとしては基本方針というようなことで、この考えに肉付けをしながら各事業というのが展開されていくことが現状では望ましいのではないかとと思ひてございまして、個別計画の必要性というのはまた我々も考えてはまいりたいと思ひてございまして、やはりこれまでの歴史、将来展望というようなことで考えますと、こういった基本方針で大きなアイヌ施策に対する考え方を示しつつ、まちの取り組み、あるいは関係団体等と一緒になった取り組みというのを進めてまいればと現時点では考えてございまして。

○委員長（吉谷一孝君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。ずっと今までいろいろな議論を聞いてみると、まちはアイヌの関係団体の方々いろいろな意見をいただいて、この基本方針を見直してきたと。まちの方向性、まちの思いというのはここに示された。それはアイヌの人たちの思いもこの中に詰まっているということで、それは理解するのです。この後の例えば施策の展開、これはなかなか見えないでしょう。なぜ見えないかといったら、先ほども言ひましたが、アイヌ関係団体の人たちの一元化がで

きないからです。できないからと断定してしまつたらまずいかもしれませんが。でも、そこがやはり1番のネックになっていて、今後例えば実施計画だとか、今は立てられないと私はそのとおりだと思っているのです。だからそのこのところをどうやってこれから、ここで決まったのだから、まちはいろいろなアイヌ関係団体の人たちの話を聞いて、こういったまちの進める方向性を決めなければいけだから、今後これを進めるにあたって、その関係団体の人たちとどう関わっていかなければいけないかというところがスタートラインにやっと立てたというところだと私はそう思うのです。そうではないと、いくらまちがこうやりますとか、ああやりますといっても、はっきり言ってやるのはまちではないです。だからそのアイヌの人たちの例えば思いだとか、行動力だとか、意思決定がきちんとしっかりした上で、こういうことをやりたいのだと、この基本方針に沿ってこういうことを私たちはやりたいということがきちんと示されないと、あくまで課題の整理ができたわけだから。課題の整理ができたのだから、あとは行動力なのです。それはまちがやることではないでしょう。まちがいくらやろうやろうと言っても、無理だという話になって、でもこうやって載っているだからやりましょうといっても、背中を押すことはできても、それを進めることはできないわけだから、だからそこが1番の課題、問題だと思うのです。でも、こういった政策の基本方針ができた以上は、せっかくだからみんなで何とかやろうという後押しはこれからも関わっていかなければいけない。でも私は今吉谷委員長も大淵委員も言っていたとおり、計画ができないという、そのこのネックになっているところは、根っこはそこなのではないかと思うのだけれども、そこについての見解だけもらえれば私はこれは納得するのです。

○委員長（吉谷一孝君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） 実際、本当に今、氏家委員が言われたところが非常に大きい課題であるということで考えております。まずは課題としてしっかり町としてこういう課題を捉えているということ、まずはアイヌの関係団体の皆様にもしっかり理解をしていただく。その上で、どのような形でこの課題を解決していくかというところを当然、今氏家委員がおっしゃられたとおり、町がやりましょうと、ただ言ってもこれは当事者がしっかりやろうという気持ちになっていかないとなかなか難しい問題であるという部分は、これまでもアイヌ施策に関して各団体さんと関わってきた中では非常にただやろう、やろうということで背中を押してもなかなか首を縦に振りづらいという問題もいろいろございましたので、ここをしっかりとまずはこの方針をもって、しっかり各団体と、先ほどと同じお答えになりますが、膝を突き合わせながら課題解決に向けて着実に進めていければと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。そのとおりだと思うし、決して私はアイヌの人たちだとか、関係団体の人たちが、関係団体の人たちから、こういった課題を何とかしてほしいとか、こういった課題についてこの基本方針の中で何とか示してほしいだとか。そういった意見をいただけたこと自体が一つのスタートラインに立てて私はよかったのではないかと思うし、まちがそれを受けて基本方針の改訂に向けた考え方を示されたということは私はそれは評価したいと思います。だから今、伊

藤政策推進課参事がいわれたとおり、今後について皆さんどうですかという、その後押し、そして寄り添う、そして今後の白老町のアイヌをどうやって継承していくのかということも含めて聞いていかなければいけないということは大変な私は労苦があると思います。でも、それはしなければいけない。それはしないと結局はアイヌの人たちの、それこそ本当にアイヌ語にしてもそうです。アイヌの人たちの高齢化もどんどん目の前にきていて、今やらなければいけないのにそれがなかなかできないでは、これは困るわけです。ですからそういったことについても今後しっかりこういった基本方針に沿って、アイヌの人たちとの連携の中で進めていって、やれること、今やらなければいけないことというのは明確にしなければいけないことだから、そこだけはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） ほか、ございますか。なければこれで質疑、確認事項を終了したいと思います

暫時休憩いたします

休憩午後14時05分

再開午後14時17分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、2項目め、アイヌ施策基本方針（改定案）に対する意見だし・まとめ（提言等）になります。これについて何か皆さんからご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。先ほど出ていた意見等を正副委員長にお任せをいただいて、それを整理した形で提出して、皆様にそれをまた後日確認をいただいて報告を行いたいと思いますが、それについて何かご意見、ご質問いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 本日の先ほどの質疑を含めて、課題としてこれまでやった部分を整理は正副委員長で前段の話をさせていただいていますが、今日の内容を踏まえすと、やはり行政側の支援の在り方について、さらなる実効性ある一層の議論が深める必要があるということは課題の中でも特に強調することが必要なのかというところは確認させていただいたところであり。やはり意見としては、白老の特色というものとか、あと新法、それから地域計画はあるのですが、先ほどの課題としてはもっと実効性のあるそういったアクションプラン、これは3月の報告で推進計画の必要性を意見として出していますし、9月の委員会の中でもアクションプランというのをつくるべきだということで、今回に至ってはこの基本方針の中に体系に示すアクションプランの要素を取り入れたというところでとどまったという言い方をするとちょっと語弊がありますが、そういった基本方針の中にいっていると。そういったところを、もっとアクションプランを先ほど委員長もお話したとおり、その辺を意見としてまとめていくような内容かというところで休憩中に委員長もお話をさせていただいております。そんな中で正副委員長にということで確認だけさせていただきます

い。以上です。

○委員長（吉谷一孝君） それで日程なのですが、12月10日までに各委員に配布をして内容の確認をいただきたいと思います。報告は定例会の最終日、12月17日の委員会報告とするため、遅くても週明け早々には各委員会より確認の報告をいただきたいということでもあります。そのような形で進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） それでは、そのように進めていきたいと思います。

次、3番目、令和4年総務文教常任委員会年間計画の策定についてであります。事務局から説明をお願いいたします。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） まず資料1が年間活動結果ということで、本日の所管事務調査の内容と、それからこの後にあります分科会のほうも予定として入れさせていただいて、先ほど委員長言いましたとおり委員会報告17日と予定させていただいているところでございます。それで、こちらのほうにつきましては記載のとおりということで、今回は年間を通してアイヌ施策を中心に行ってきたところで、いろいろこのやり方としては意義があるもの、または中間でのアイヌ施策以外のものの取り扱いだとか、そういう捉えとしてはまたさらに検討すべき事項かと事務局としても捉えております。それを踏まえて、令和4年の所管の取り方も含めて、本日時間がないのですがご検討をいただきながら、特に4、その他に入っていますけれども、次回所管事務調査、17日最終日に所管をあげたいと思いますので、その辺の検討をお諮り願いたいと。参考までに、平成19年以降になりますけれども、所管事務調査事項の一覧表をつけさせていただいておりますので、こちらを踏まえましてご検討いただきたいと思います。説明は以上です。

○委員長（吉谷一孝君） そういうことではありますが、いかがでしょうか。年間テーマについて、何か皆様取り上げるべき項目をお持ちの方がいれば、いかがでしょうか。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。ずっと気になっていたことがあって、議会でも議会広報などで今回は年間テーマとして、子供たちの活動みたいなものをメインテーマとして写真多くを載せてきたのです。それはそれとして、子供たちの育つ環境、この中にも今までのずっと19年からの所管事務調査の中にも1点だけあるのだけれども、子供に優しいまちづくりについてというところの、言葉は別にしても、一応こういった形の中で1回所管取っているのです。これからもう約10年たっているのですけれども、本当にその子供に優しいまちづくりができてきているのかということを経営整備も含めて、何を言いたいかというと公園整備なのです。実際、私もスマートフォンにも撮ってきているのだけれども。あらゆる公園の遊具に黄色いテープを回して、そして立入禁止の看板を立ててあって、あの状態を10年近く続けてきているというのはどういうことなのかと思うのです。確かに公園整備の計画がきちんとあるから、それに基づいてやっていることは理解するのだけれども、あまりにも進捗が遅すぎるのではないかと自分では思うのです。例えば虎杖浜からずっと白老に目が

けて戻ってきてみると、どこもそうなのです。だから今年あたりは萩の里の枕木みたいなものが崩れたところに相当のお金がかねなければいけないと聞いているから、それはそれとしての理解はするけれども、でも地域に住む人たちの避難場所にも指定されているその公園が、まずは議会で1回見たほうが良いと思うのです。見たほうが良いというか、自分はそう思うわけです。そんなに時間をかけなくてもすむ所管事務だと思うので、一つこれを取り上げてもらえればと思うのです。皆さんの思いが分かれば、ほかにもあればいいけれども。ほかにも多分取れると思うのです。

○委員長（吉谷一孝君） 今、氏家委員からお話があったのですが、今まではここ何年間は1年間を通じて同じテーマでずっとやってきたのです。ただ、テーマとしてはある程度、今お話があったようなことであれば防災という形で、避難場所ということであれば防災絡みで、まず公園のそういう整備状況だとか、あと今ちょっと私の中で考えているのは民間の施設だとか、ほかの学校施設だとか、一時避難所、そういったところを活用してやるということも大事になってくるのかということも踏まえた中でテーマを決めていく。だから、同じ防災でもいろいろな項目に分けていくとか、あとほかにもっと広く項目を考えて、年間のテーマを3つぐらいに分けていくとかというふうにしていくといいのかと考えていた部分もあったので、そのテーマ1本だけではなくて、もう少し柔軟にいくつかに分けられるような方法だとか、また言うとはほかのテーマも持ってもいいのかと。それだけをやって、ほかの所管が取れないというのも今までやっていた中でどうかというものもあるので、そういったところを皆さんのご意見を聞きたいと思ったのですが。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。まず、自分は今、委員長言われるとおおり、それがメインでいくのではなくて、時間をかけなくてもある程度、答えを出せていけるものというのがあるでしょう。

だからそれはそれとして取り組んでももらえればいいのかと。だから子育て支援なら子育て支援でもいい、子育て環境の整備でもいいのだけれども、例えば公園整備一つとってみてもそうですし、例えば保育の関係で考えると、3歳児からの保育というのは、ある程度国からの施策の中で無償化になってきているから、これは随分助かります。ゼロ歳児から3歳児までの部分は、これはまだまだ各個人の負担が相当ある。そこについてしっかりまた手当することによって、課題もきちんと示した上で、ゼロ歳児入れるとか、そこに保育士を1人つけなければならないとか、いろいろな問題があるわけだから、そういったことも含めて何か考えたらいいのではないのかと思うのです。

○委員長（吉谷一孝君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） 今、氏家委員からご意見が出て、委員長からも防災というご意見を聞いて、氏家委員からは公園という形で出ていまして、委員長からはそれに絡めてまた防災の観点でもという話が出て、私もいいと思って聞いていました。ただ、一つ気になっていたところが、公園とやると都市公園になると所管がどうなのかというのが気になったところと、防災という観点で言えば、公園にも今、電池をかねた防災の用具というのですか、器具というのですか、そういう形を取ったりとかできるようなものもあるし、所管が絡みがどうなっていくのか難しいところはあるのかもしれないのだけれども、その辺調べてもらいながらやっていくのも一つかというような形でいい意見

だと思って聞いていましたけれども、その辺の確認をお願いします。

○委員長（吉谷一孝君） 佐藤副委員長。

○副委員長（佐藤雄大君） 佐藤です。食育防災センターに行った関連もありますので、やはり年間を通してどこかで絡められるとも思いますし、教育という部分を公園とか、例えば保育とかの部分につながると思うので、やはりどこかで絡んでくるかと思うので、教育の部分は入れていったほうがいいのかというのは個人的に思いました。以上です。

○委員長（吉谷一孝君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） せっかくそういう意見が出ているわけだから、事務局と相談をして、どんな形で所管事務をとるのが、今勉強をみんなそういう形でしたいと言っているわけだから、両方が網羅できるような形のやり方、それはあると思うのです。1年間あるわけだから。氏家委員言ったように、早く終わるものも、大括りの中で個々に終わる部分があるわけだから、そういう形でせっかく意見が出ているわけだから、全体に網羅できるようなことを考えて、副委員長言ったように全体に網羅できるようなことを考えてみてもらえませんか。そのほうがいいのではないかと思うのですが。

○委員長（吉谷一孝君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 本日、都合で前田委員のほうで欠席されまして、事前に事務局のほうで今日次期所管も含めてお話をいただいたのが、本日、今委員長もお話されたとおり、やはりテーマ設定の中でリアルタイムでというところが前田委員のほうからもあって、柔軟性を持った対応が何かできればという意見はいただいています。それと、委員会協議会での町側の要請なのですが、本人残念がっていたのですが、前回教育現場のほうが行けなかったというところで、教育に絡めてできれば年間の中で特に学校教育でも、社会教育のほうもというような捉えもあったようですが、一つ子供たちの教育の観点でも何かしらということであれば、今氏家委員から言われた子供たちの育つ環境というところでいきますと、それに教育、防災というようなテーマ設定を入れた中で進めることも可能なのかと。あと正副委員長と調整させてなのですが、それでいただいた話で残念ながら子育てにしますと、子育て、それから公園、これは建設課と子育て支援課になるものですから、産業厚生常任委員会の所管になってしまいます。ただ、行く末で、あとは委員長同士のお話の中では、連合審査会にするかとか、なかなかそこは極端には申し上げられませんが、そういったところとか、または今回産業厚生常任委員会のほうで空き家対策ということで移住、定住に絡めたどうしても内容の事務調査が伴ったところもあって、若干領域を超えて、特に政策推進課は新しい課でもありまして、そういった部分がちょっと横断的になったというケースもありますので、そういったところは委員長同士の調整だとか、最終的にはもし必要であれば議長のほうのお諮りをいただいた中で進めるということは事務局のほうでも、せっかくの事務調査でございますので、柔軟性を持って対応したいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） いろいろありますが、氏家委員は副議長だから、やはり所管外のことはや

らないほうがいいです。基本的にはやらないというふうにしたほうがいいです。そうではないと、委員長同士話をしてやるというけれども、越境は越境です。だからそれは副議長の発言でそうなるというわけにはいかないし、彼はきちんとそういうこと分かるから。だから私は越境しないで、ここはの中できちんとやるというふうにしたほうがいいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） それでは、今いただいたご意見の中で教育と防災について、年間のテーマを定めていこうと思います。このテーマのあれには、いろいろやり方があると思うのです。テーマのつけ方によってどちらにも捉えられるような方法だとか、どういう形でうまくすればやれるかというのはあると思いますので、その辺については事務局を交えて正副委員長にお任せいただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） それでは、そのような形で進めていきたいと思います。

それでは、4番目その他になります。次期所管事務調査の取り扱いについてであります。次期は防災という形で正副委員長にお任せいただきまして進めていきたいと思います。所管事務の防災についてなのですが、胆振東部の地震から約3年がたちまして、やはり災害についても一度町民の安心、安全を図るために委員会としても防災についてこの所管事務をとることは必要かと思っております。そして、前回3年前は地震ということでありましたが、東北の震災等を考えますと、津波被害についても検討が必要かと思っておりますので、そういった中でこの防災について所管をとり、どういったところと、津波を考えると、高い建物だとか、そういうところ、高い場所にある地域だとか、あと民間の施設との協力が必要になってくるのではないのかと思っておりますので、そういったところを所管をとりながら調査を進めていきたいと思っておりますが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。大地震に備えて30年間の中での確率がすごく高くなってきています。この胆振管内というか、太平洋側については津波の心配があるといわれています。例えば津波の心配のある大地震になるとか、例えば津波の心配がなくても大地震がくるのは私は同じだと思うのです。ですからそういった面で考えると、委員長が言われるとおり、例えば大地震に備えるための今の現状がどうなっているのかということについて進めていければ津波対策につながるし、例えば一時避難場所である避難場所の在り方についても議論できるのかと思ったりするものですから、そういった面で取り組んでみたらどうでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） 今、氏家委員からご意見いただきましたが、ほかにございませんか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 先ほど出ていた教育の問題なのですが、そこで例えば子供たちの避難の誘導の仕方というのですか、それだとか、学校教育施設では例えば緑ヶ丘小学校はあそこは第2役場になって発電機をつけたはずだから、そういう部分だとかということで、若干教育も絡めてやるとされたらいかがですか。そうすれば付属でやれる、先ほど言った萩野の公園もできるでしょう。

だから、そういうふうにやったらどうですか。

○委員長（吉谷一孝君） 今、大淵委員からご意見いただきましたけれども、いかがでしょうか。

そのような形で進めるところでいきますと、先ほど出たテーマ、2つとも網羅できる形になりますので、そのような形で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） それではそのような形で進めていきたいと思えます。

◎閉会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） それでは、これで総務文教常任委員会を閉会いたします。

（午後 2時41分）